

☆ 犬を飼うためのルールとマナー ☆

◆ 次のような場合、手続きが必要です。

◎ 犬の新規登録や死亡・登録内容の変更については、手続きが必要です。
詳しくは、下記お問い合わせ先へおたずねください。

◆ フンの後始末は、飼い主の責任です。

◎ 家の庭、道路、畦道、河川敷など場所に関係なく、責任を持って後始末をお願いします。

◆ 犬の放し飼いは絶対にやめましょう。

◎ 散歩の時はリードをしっかり持ち、放し飼いは止めましょう。

◆ 迷子札を付けましょう。

◎ 登録鑑札・注射済票・連絡がすぐ取れる物などを首輪に必ず付けましょう。
予期せず飛び出すこともあります。迷い犬がすぐに飼い主さんの元に戻れるように気をつけましょう。

◎ 飼い犬が居なくなったら、すぐに下記お問い合わせ先に連絡して捜してください。

「戻ってくるだろう」と安易に考えて、手遅れになる事もあります。

また、迷い犬を見かけられたら、下記お問い合わせ先へ情報をお寄せください。

◆ 咬傷事故に気をつけましょう。

★ 犬をつなぐ場所は、来客など人が通る所は避けてつなぎましょう。また、門扉などに犬を飼っている旨の表示をしましょう。

★ 犬を家族の一員として接し、ストレスの少ない環境を作りましょう。

★ 噛み癖をつけないためには、小さい頃からの躾が重要です。

★ 自分の犬は大丈夫などと思わないでください。何かの拍子に驚いて事故を起こしてしまうことがあります。大型犬も小型犬も一緒です。

- ・ 鎖(又はロープ)、首輪(又は胴輪)が劣化していないか確認をする。
- ・ 檻から脱走した際に敷地外へ逃げられないような二重の脱走防止策を講じる。
- ・ 散歩は大型犬を制御できる人が行う。



お問い合わせ先

多良木町役場住民ほけん課保健衛生係 (多良木町保健センター内)

電話番号：0966-42-1100 (直通)